

別記第14号様式（第4の3、第5の2関係）

北海道公安委員会告示第53号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく風俗営業の許可の取消し若しくは停止、特例風俗営業者の認定の取消し、店舗型性風俗特殊営業の停止若しくは廃止、受付所営業の廃止、無店舗型性風俗特殊営業の停止、店舗型電話異性紹介営業の停止若しくは廃止、無店舗型電話異性紹介営業の停止、特定遊興飲食店営業の許可の取消し若しくは停止、特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し、飲食店営業の停止、興行場営業の停止、特定性風俗物品販売等営業の停止又は接客業務受託営業の停止の処分に関し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年3月27日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳 一

1 聴聞の期日

令和8年4月15日 午前10時0分

2 聴聞の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階 聴聞・意見聴取室

3 事案番号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく聴聞第33号

注 規格は、A列4番縦長とする。